

令和6年度前期授業料に係る 授業料減免及び分納の申請について

令和6年度より、高等教育の修学支援新制度に係る授業料減免、及び授業料を分割して納入する授業料分納の申請をオンラインによる手続きとしましたので、下記のとおり申請をお願いします。

能登半島地震により被災した学生については、まずは授業料減免の申請を行ってください。後日必要書類の提出についてご連絡いたします。

東日本大震災により被災した学生については、この申請とは別に授業料等に関する経済的支援を行います。詳しくは学生課へお問い合わせください。

4月上旬に令和6年度前期授業料（267,900円）の振込依頼書が送付されますが、**申請した方は結果通知が届くまで納入が猶予されますので、授業料を納入しないよう注意してください。**

※授業料減免と分納の両方を申請することはできません。

1. 申請区分

- (1) 授業料の減免（新規／継続）
- (2) 授業料の分納（延納）

2. 対象者

- (1) 授業料の減免（新規／継続）

高等教育の修学支援新制度の対象者で、給付型奨学金の認定を受けている者または給付型奨学金に申込中の者

※日本学生支援機構の支援区分認定において、高等教育の修学支援新制度の「対象外」となった新制度開始時の在学生（平成31年度以前入学）については、本学独自の授業料減免を申請することができます。申請書類をお渡ししますので、事務局総務課窓口までお越しください。

- (2) 授業料の分納（延納）

授業料を負担する者が、下記のいずれかに該当する場合

- ①市町村民税の均等割のみを課されている者で、納期限までに授業料を納入することが困難な場合
- ②不慮の災害または疾病等により納期限までに授業料を納入することが困難な場合
- ③その他やむを得ない特別な事情があり、納期限までに授業料を納入することが困難な場合

3. 申請受付期間・申請方法

受付期間 **令和6年4月1日（月）～ 4月20日（土）**

申請方法 右記 QR コードを読み取り、申請してください。

※以前までお配りしていた「受領書」は発行されませんので、申請内容は保存しておいてください。

※申請の際に Office365 へのサインインが必要です。

※受付期間を過ぎると申請フォームでの申請ができなくなりますので、受付期間後に申請を希望する場合は経営企画課までご相談ください。



4. お問い合わせ先

釧路公立大学経営企画課（授業料担当）

TEL : 0154-37-5089 E-mail : k-kikaku@kushiro-pu.ac.jp

5. 授業料減免とは

日本学生支援機構が行う新制度の支援区分認定において、区分に応じて授業料を減免する制度です。新制度による授業料減免は、給付型奨学金の認定を受けていることが前提となるため、学生課の案内に従って必要となる手続きを行ってください。手続きを怠り、支援認定を取り消された場合、授業料減免を受けることはできません。

昨年度給付型奨学金を申し込まなかった方でも、4月以降新規で給付型奨学金の申込みをすれば、授業料減免の申請をすることができます。

【減免後授業料】

申請区分	減免結果送付時期	支援区分	授業料減免割合	減免後授業料	授業料納期限
通常				267,900円	4月30日（火）
高等教育の修学支援新制度 授業料減免	5月下旬以降 （支援区分が認定され次第順次送付）	第Ⅰ区分	全額	0円	減免決定通知があったから約1か月後
		第Ⅱ区分	3分の2	89,300円	
		第Ⅲ区分	3分の1	178,600円	
		第Ⅳ区分	4分の1	200,900円	
		新制度対象外	非該当	267,900円	

<結果通知>

5月下旬以降、日本学生支援機構が行う新制度の支援区分認定が決定次第、順次結果を送付いたします。減免後の金額が記載された振込依頼書もあわせて送付しますので、決定内容に従って納入してください。日本学生支援機構への手続きが遅れた場合、授業料減免の結果通知もそれに伴い遅れることとなりますので予めご了承ください。

！注意事項！

- 高等教育の修学支援新制度の授業料減免を申請した者は、対象者の認定手続きにおいて、日本学生支援機構を通じ、釧路公立大学が機構の保有する給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が釧路公立大学の保有する授業料減免等に関する情報を受けることに同意したものとみなします。
- 申請書等の記載事項に事実と相違があった場合や減免後授業料等の納入を怠った場合は、認定を取り消され、支援を打ち切られることがあります。
- 留年している者または修学年限を超えた者は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、減免の対象とはなりません。

6. 授業料の分納（延納）とは

通常、4月末までに納入いただく前期授業料を、最大4回の範囲で分けて納入することができます。

分納4回 (66,975円/回)	分納3回 (89,300円/回)	分納2回 (133,950円/回)	延 納 (267,900円/回)
① 5月31日(金) ② 6月28日(金) ③ 7月31日(水) ④ 8月30日(金)	① 6月28日(金) ② 7月31日(水) ③ 8月30日(金)	① 6月28日(金) ② 8月30日(金)	① 8月30日(金)

<結果通知>

5月中旬に、結果通知とあわせて分納（延納）後の金額が記載された振込依頼書を送付しますので、分納計画に沿って納入してください。